

全国地域安全運動を 実施します

10月11日～10月20日の10日間、平成30年度全国地域安全運動が実施されます。

この運動は、『みんなでつくるう安心の街』をスローガンに、防犯協会をはじめとする地域安全に関係する機関・団体そして警察が期間を定め、地域安全運動をさらに強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、『安全・安心なまちづくり』の実現を目指すものです。

近年、子供や女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害は深刻化するなど、身近な生活空間で起こる犯罪に対して不安を抱く人が多くなっています。

こうした犯罪を防ぎ、地域社会の安全・安心を守るために、全国各地で住民が自主的に様々な地域安全活動に取り組んでいます。皆さんも、日ごろから防犯の意識を高めましょう。



三種町木造住宅耐震診断支援事業のお知らせ

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断に係る費用の一部を負担します。耐震診断により、お住まいの住宅の地震に対する強さがわかります。



が町税等を滞納していないこと。

●支援対象となる住宅

- 次のすべての要件にあてはまる住宅が対象となります。
- (1) 三種町内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

●耐震診断

耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震診断と補強方法（日本建築防災協会発行）に定める「一般診断法」により、木造住宅の地震に対する安全性を診断し評価します。耐震診断士は、秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度により登録された建築士を派遣します。

●自己負担額 1万円

診断料13万円のうち、町が12万円を負担します。

●申請期間および募集戸数

申請期間 10月9日～12月14日
募集戸数 2戸

●支援対象者

- (1) 対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- (2) 所有者および同一世帯に属する者

◆申請・問い合わせ先

建設課 管理係
☎85-4820

違反建築物防止週間 10月15日～21日

本週間は、建築基準法の目的・内容について理解と認識を深めて、違反建築物の防止を図るとともに、建築基準法が定める建築のための諸手続の徹底を図り、建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に実施されます。また、10月17日は、一斉公開建築パトロールを実施します。

納期限のお知らせ

- ◎町県民税（3期）
- ◎国民健康保険税（3期）

10月31日が
納期限です

☆納め忘れのないように
※口座振替の方は残高確認をお願いします。

◆問い合わせ先

税務課 賦課係
☎85-4828